

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

後期高齢者医療の保険証は市に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の人で、広域連合の認定を受けた人に交付されます。

現在の保険証の有効期限は令和5年7月31日です。8月1日からは7月中旬に市役所から発送する新しい保険証を使用してください。新しい保険証は薄い赤色に変わります。古い保険証を処分するときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分に注意してください。

岡市民環境課 TEL22-6827

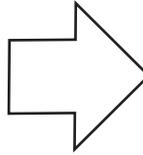
1. 保険証(被保険者証)を更新します(保険証は1人に1枚交付されます)

7月31日まで 薄い青色

被保険者番号	○○○○○○○○		
氏名	広域 太郎		
一部負担金の割合	○割		
有効期限	令和5年7月31日		
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 被保険者番号○○○○○○○○ 令和5年7月31日 住所 岐阜市穂野宮家1丁目1番地			
氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和○○年○○月○○日	資格取得年月日	平成○○年○○月○○日
有効期限	令和○○年○○月○○日	交付年月日	令和○○年○○月○○日
一部負担金の割合		○割	
保険者番号	○○○○○○○○	東 証 者 名	岐阜県保険医療事務組合

8月1日から 薄い赤色

被保険者番号	○○○○○○○○		
氏名	広域 太郎		
一部負担金の割合	○割		
有効期限	令和5年7月31日		
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 被保険者番号○○○○○○○○ 令和5年7月31日 住所 岐阜市穂野宮家1丁目1番地			
氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和○○年○○月○○日	資格取得年月日	平成○○年○○月○○日
有効期限	令和○○年○○月○○日	交付年月日	令和○○年○○月○○日
一部負担金の割合		○割	
保険者番号	○○○○○○○○	東 証 者 名	岐阜県保険医療事務組合



2. 令和5年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計です。令和5年度の保険料は、令和4年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末時点で岐阜県の後期高齢者医療の被保険者には、7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を発送します。保険料額や納付方法を記載していますので、確認してください。

計算方式

年間保険料 (100円未満切り捨て) ※年額66万円を上限とする	=	均等割額 46,023円※1	+	所得割額 被保険者の所得※2×8.90%
--	---	-------------------	---	-------------------------

※1 世帯(同一世帯の被保険者と世帯主)の所得によって軽減される場合があります。

※2 総所得金額などー43万円(基礎控除額)。合計所得金額が2400万円を超える人は、基礎控除額が少なくなります。

申請を
忘れずに

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

子育て支援課 TEL.22-6839

給付額

児童1人当たり一律 5万円

申請期限

令和6年2月29日(木)

ひとり親世帯分の給付について(申請必要:対象者②か③に該当する人)

▶対象者(対象児童を養育している人で①～③のいずれかに該当する人)

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者

②公的年金を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費などの物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の収入が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となった、児童扶養手当の資格要件に該当する人

※令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)受給者を除く。

▶対象児童

対象者①か②に該当する人:18歳到達後最初の3月31日が、令和5年3月31日である児童
(障がい児の場合は、令和5年3月時点で20歳未満)

対象者③に該当する人:18歳到達後最初の3月31日が、令和6年3月31日である児童
(障がい児の場合は、申請時点で20歳未満)



詳しくはこちら
(市HP)

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分の給付について(申請必要:対象者②に該当する人)

▶対象者(①か②に該当する人)

①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給した人

②①以外の人で、平成17年4月2日から(障がい児の場合は、平成15年4月2日から)令和6年2月29日の間に出生した児童を養育する父母などであって、令和5年1月以降の収入が急変し、住民税が非課税相当の収入となった人または令和5年度分の住民税が非課税の人

※令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)受給者を除く。

▶申請期限の注意事項

・令和6年2月1日から令和6年2月29日の間に出生した児童を養育する人

申請期限:令和6年3月15日(金)

・それ以外の人

申請期限:令和6年2月29日(木)

詳しくは子育て支援課に問い合わせるか、市HPを確認してください。



詳しくはこちら
(市HP)